

日本古代史学における系図史料の意義

明治大学文学部 准教授

中村 友一（なかむら ともかず）

◎歴史学・史料学的な見地から見た系譜

一次史料		二次史料	
一等史料	二等史料	等外史料	
木簡など	金石文など	引用史料	六国史など編纂物
古文書（正・案）	写		
日記など古記録	回想古記録など	抄出・部類	
	古系図		系図

- ・日本史学の視点から、系譜という分野の史料性はかなり低く見られている。
- ・次いで、中世以降の潤色や会編などが加えられて、史料的价值が著しく下がると評価される系図について検討を行う。
- ・最後に、系図内容の信憑性と同時代的な認識、それらを含み込んだ史料そのものの意義と評価に言及したい。

◎古代系譜・系図の種類と事例

※系譜 広義に 狭義に（文章系譜）

※系図 縦（豎）系図 → 横系図

への変化がいずれも古代史上において見られるが、系図史料の歴史学的な視点による史料批判

★文章系譜

①埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘（行田市）

《史料1》稲荷山古墳鉄剣銘

（表）辛亥年七月中記、乎獲居臣上祖名意富比埜、其兒〔名脱カ〕多加利足尼、其兒名弓已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、

（裏）其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、世々為杖刀人首奉事来至今、獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也、

②山ノ上碑（高崎市山名町） 681年立碑・輝石安山岩・4行53字・丸彫り。

碑は原位置ではない。102cm × 47cm 厚さ52cm。

《史料2》山ノ上碑

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣兎斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

③『上宮記』逸文（『釈日本紀』・『聖徳太子平氏伝雜勘文』）7世紀頃に成立か。鎌倉時代後期まで伝存。 《史料3》『上宮記』逸文・部分

一云、凡牟都和希王娶、俣那加都比古女子、名弟比賣麻和加、生兒若野毛二俣王、娶母母思已麻和加中比売、生兒大郎子、一名意富富等王、妹踐坂大中比彌王、弟田宮中比彌、弟布遲波良已等布斯郎女四人也。～此意富富等王、娶中斯知命、生兒乎非王、娶牟義都国造名伊自牟良君女子、名久留比売命、生兒汗斯王、娶伊久牟尼利比古大王、生兒伊波都久和希、兒伊波智和希、兒伊波己里和氣、兒麻和加介、兒阿加波智君、兒乎波智君、娶余奴臣祖、名阿那爾比彌、生兒都奴牟斯君、妹布利比彌命也。

☆文章系譜に準じる事例

「記紀」所収の帝紀的な記載。『新撰姓氏録』など。出自、親族関係や続柄の記載も。

「天寿国繡帳銘文」『先代旧事本紀』『倭姫命世記』

『粟鹿大神元記』『因幡国伊福部臣古志』『紀氏家牒』

『高橋氏文』『秦氏本系帳』『丹生祝氏本系帳』『中臣氏延喜本系解状』

→由緒書などへ

★縦系図

①「和氣氏系図」園城寺蔵・1巻、縦323, 3 cm、横29, 4 cm

②「海部氏系図（籠名神社祝部氏係図）」

「海部氏勘注系図（籠名神宮祝部丹波国造海部直等之本記）」

★横系図（古代史で用いられることが多い事例）

「越中石黒系図」「大伴氏系図」「阿蘇家系図」「紀伊国造系図」「和迩部氏系図」

「大神朝臣本系帳略」「三輪高宮家系図」

☆その他

相承・相伝系図や地位任命次第など 『出雲国造次第』『(紀伊)国造次第』

→古代史学において系譜学的手法を用いられるのは、素材が古代のものであるか、古代に遡る可能性を探る場合で限定的。

→古代における系譜は中世以降のそれとは異なり高度な政治性も有していた。系譜の存在のみで意義がある。そのことからすれば、『倭漢惣歴帝譜図』や一部の『姓氏録』などに認められる擬制性を取り除いた上で、古代部分の創作性が認めにくい系譜であれば古代史学で援用できる可能性は大いにあると認められよう。

→現段階では、論点も各系譜の史料性や氏族志的な利用どまりのことが多く、研究史的な意義と広がりや独自の部門に止まっている感が否めず。→古代史の系譜検討の異議あり。

◎古代系譜学の実践

・古代史において史料として利用可否の判断基準や、補助史料として効果を発揮できるか。

[1] 諸史料により系図の記載が、どの程度裏付けられるかどうか。

ex) 中世史以降では、私も赤松枝族の「上月系図」において簡単に検討したことがある。

→古代史学では、系譜と比較対照できる史料が少ない。

かりに神名・人名が『日本書紀』などに見られるとして、ただちにその系譜の信憑性が高まる一要素とならない。『書紀』『姓氏録』などは、早い時期から系譜や出自に利用されており、その段階ですでに附会が行われている可能性があり。

[2] 系図の作成・転写の経緯とその信憑性

- ・各所に保持されている系譜について、書き継ぎや伝写の過程などを追って古代部分の記述を抽出する検討は、鈴木正信の実践があるが、現在散佚してしまったものや、そこから転写されて残る系譜事例の扱いはまだ研究が進展せず。

※鈴木真年（一八三一～九四）の蒐集系図について簡単に触れ、その援用方法を提起。

真年は、和歌山藩士となって系譜編集を行った後に維新政府の弾正大疏、転じて宮内省の内舎人、東京帝国大学などの教員となった職歴が注目される。詳細は伝記も出版。

→真年の蒐集系譜の来歴の概要も宝賀寿男がまとめている。を少し変改してまとめなおす

①師栗原信充関係資料、②その他系図学の先輩同輩の資料謄写、③書肆からの購入、④文庫・図書館所蔵本の謄写、⑤社寺所蔵資料の謄写、⑥交友関係の士族・華族に伝来する系譜の謄写、⑦その他など。これらのうちに職務を通じて獲た資料も含まれるといった出所。

→真年が転写・編集することで歴史学上での史料価値が下がるのは否めないが、これは『書紀』を始めとする六国史などの編纂史料でも同じ。一次史料ではない同じ編纂物。

→基となる史資料蒐集と編纂姿勢が問題に。→静嘉堂文庫の所蔵『百家系図』を瞥見。

※記載・転写時期・姿勢について

- ・例：「小泉氏譜」（巻四四）に「明治十九年六月下野国宇都宮人中里千族上進本也」。

→真年の自発に限らずその切っ掛けは様々だが、それぞれを一度に転写したケースが大部分。だが、当代の当主を書き継ぐなど原史料に手を加えている例も散見。史料的価値が大幅に下がるが、同世代を書き足すなどの行為はほとんど創造などの変改はないかと。

- ・記載方式について、少数の押紙による補足・訂正が見られる他、多数に及ぶいわゆる系線の挿入・掛け替えや文字の抹消・傍補があり。

→「大膳亮」系図（巻二一）は漢字を丁寧に書き直してもいる。また「諸国百家系図八ト見合スヘシ」とある。→『百家系図』が『百家系図稿』よりもまとまりがあるとしても、多数の他史料の註記や係累関係が不明の人物を列挙して後勘に備えており、依然として草稿段階であることが看取され、原本と校合の過渡的段階だと窺える。

- ・「伊藤」系図（巻二九）や「大神姓佐伯氏系図」（巻三六）では系線の掛け誤りに対して修正液により訂正する場合も。後者には複数箇所に見え。ミスが多いという訳では。

- ・「湯次誓願寺系譜伝」（巻六三）などでは、他書に見えるような清書に。だいたい変改が疑われるかもしれないが、「右湯次氏系図者其裔孫依智秦信賢由（十示偏）来示之、則繕写一本、以為家珍矣」とあり、不用意な校合・編集などの手は加えられていないかと。

- ・真年の転写姿勢例：「御上祝家系図」（巻一）や「高木家文書」（巻五七）などでは虫損などを忠実に転写している箇所が散見。→転写に対しては私見を差し挟まずに、変改を加えないという真摯な態度がある。原史料における仮冒は内容面での検討必要だが、真年の謄写段階での変改は、原史料そのものの価値を損なうものではないと推定。

[3] 内容面から検討と意義。

原史料はともかく真年の転写時の変改は、ほとんどないものと想定を受け、「印波国造系」図（巻一七）などを例に検討。

※「印波国造系」図は、伊都許利命から系を起し、四世を挟んで大伴直香斐に至る。世系の乱れの指摘と別名も記されるが、仮に信を置いたとしても伝承の域を出ないと評価。

←『書紀』神代においても一書など別伝がそれぞれ存在して統一されていないことなど、伝承の多様化の問題であって史料的価値云々とは別次元のことと言える。

- ・伊都許利命からの直系系図とは別に冒頭に天富命一布佐戸命と麻須津媛命の子久上比売一

武楯彦命—玖迺游斯命—〈後〉中上比売と記す系と、景行天皇—大我彦命—伊波多比売の系あり。大我彦命の尻付に「為印波国主。妻中上比売」とあり冒頭の天富命の系と接合、伊都許利命の尻付に「妻馬来田部女」とあり、伊波多比売の別名と重なり三つ連動。
 ※真年門弟の中田憲信『諸系譜』『門山家系図』（巻一六冊）では、『百家系図』とは異なり神日本磐余彦天皇—神八井耳命から系を起す。また「門山家系図」では伊都許利命の系譜上の位置が異なる。真年の註に一本では異なると註記、おそらく同系図を参看したか。

※内容から「印波国造系」図を検討。→印波国造も伊都許利命も『記紀』などには見えず。「国造本紀」には「印波国造・輕島豊明朝御代、神八井耳命八世孫伊都許利命定賜国造」と見え、神八井耳命から系を起こしたり、その間の七世の人名を創作などの記載も可能。

《史料4》『日本後紀』大同四年（八〇九）二月辛亥（五日）条

勅、倭漢惣歴帝譜図、天御中主尊標為_レ始祖_一、至_レ如_レ魯王・吳王・高麗王・漢高祖命等_一、接_レ其後裔_一。倭漢雜糅、敢垢_レ天宗_一。愚民迷執、輒謂_レ実録_一。宜_レ諸司官人等所_レ蔵皆進_一。若有_レ挾_レ情隱匿、乖_レ旨不_レ進者_一、事覺之日、必処_レ重科_一。

→神名が古く架上されていることは系譜の信憑性が疑問視される一つの要因。上史料に見える『倭漢惣歴帝譜図』は、帰化渡来系・在来系の皇別・神別などの氏族がのべつまくなく天御中主尊を始祖として結びついてしまっており禁止されている。

→『百家系図』でも、度会氏系の「久志本」系図（巻二二）や「藤原姓内藤家系譜」（巻四一）では、前者では神皇産靈命（神魂命）に、後者では興居登靈命（興台産靈）にさらに架上された天御中主尊という始祖神から系が起こされる。→原史料での架上を引き継いだだけ。むしろ「国造本紀」から神八井耳命に遡る系譜を造作できる。

→ではなく伊都許利命から系を起こしているところが逆評価。神名が当て字や少し変改された名称を用いていないことも良心的。伊都許利命の神名は「国造本紀」を引き写しただけの可能性も残るが。

・加えて系譜上の末裔が慶長頃の久吾で終わっていることも評価できる。「門山家系図」の尻付にこのときに帰農したと伝える。→近世や真年当代頃の系譜偽作や改変の必要性がない時代に書き継ぎが終了、もしくは創作したとしても当代まで系をつないで出自を誇る物でない記載とで、同系図の信用性を高めている。

←「門山家系図」の方は久吾の養子久五郎まで書き継がれている。また真年が明治二十一年五月二日の「右者以日本書紀及国造本紀・印東氏門山氏家伝系図等訂正纂記了」という奥書も書写。「門山家系図」自体は割引が必要な系譜で、また別に検討を要する。

→総合的に鑑みると、『百家系図』所収の「印波国造系」図古代部分に限れば、原史料にまである程度遡及できる信憑性を見出すことができるのではないか。

※もう一点「印波国造系」図の内容で、大伴直香斐の子に鹿瀬男・広鋤の兄弟がいる。鹿と広の旧字体は似ており、どちらかが誤記であると想定できる。→鹿瀬男の尻付に「小信冠、小治田朝供奉」とあり、その子牟古閑の尻付に「大山上、印波評督」。広鋤の方の尻付に「大義冠、上宮為壬生部供奉」とある。「門山家系図」にはさらに「壬生直祖」と記述。
 →近年では、印波郡の郡領氏族は『続日本紀』天応元年（七八一）正月乙亥条などから丈部直氏の存在が。平城京左京二条大路木簡やその他印西市西根遺跡出土墨書土器などにより、埴生郡の大生（大壬生）部直氏の存在が注目。→国造から郡領級氏族を丈部直氏から新たに勢力を伸張した大壬生部直氏が埴生評を印波郡から分割という想定が。

* 丈部の「丈」字はたびたび「大」字と誤用される。近隣に大伴部の出土文字史料も見られ、混用の蓋然性が高い。加藤謙吉が『高橋氏文』の磐鹿六鴈命の伝承などから、武蔵や下総などの大伴部は膳系の大伴部の可能性が高いと推断したことも援用。

→『百家系図』の大伴直氏が想起される。

・大伴直香斐の子鹿瀬男は小治田朝、推古天皇代の人物。香斐の大伴直賜氏姓は国造職任命と連動していたか。牟古閑の印波評督任命は世代的に矛盾ない。「評」字使用をとくに擬古性を疑う必要もない。→むしろ原系譜の古さと正しさが看取できる。

→「評」記載の系譜史料は数多く、各個検討必要だが「評」制の検討に有効活用を。

・香斐の父である大船守命（宇伎豆命）は「為白髪部膳大伴部供奉」とあり、大連を輩出する大伴氏の系統とは異なる部称氏族。『高橋氏文』の伝承や隣接する千葉郡や相馬郡の出土文字史料で、さらに『万葉集』四四一六番歌（新編国歌大観番号）に埴生郡の大伴部麻与佐が見られるなど存在が確かめられ、膳系の大伴部直氏が国造氏と。

・また前述の牟古閑の子が子老で尻付に「勤大参、印波郡司督、天武御宇」、その子牛養の尻付に「外従五下、印波郡大領、在任廿六年、延暦十八年十一月七日卒、玖十二才」とある。

《史料5》『続紀』天応元年（七八一）正月乙亥条

下総国印幡郡大領外正六位上丈部直牛養・常陸国那賀郡大領外正七位下宇治部全成、並授~~外従五位下~~。以~~進~~軍糧也。

→『続紀』記事の丈部直牛養の「丈」字は、岩波新日本古典文学大系本の校異で、兼右本などに「大」とあったのを国史大系本が改めたのを引き継いでいる。

←前述のように改める必要がなく、ここは大伴部としておくべきであり、「印波国造系」図と対応する人物だと見なして間違いない。

→同一人だとすれば、尻付の記述と世代・時代に矛盾点もなく、尻付内容も具体性。

その後はきちんと養老令制で知られる郡司職名が記される。単なる擬古的創作でなしうる整合性ではなく、むしろ、「印波国造系」図の信憑性を高めていると。

※前述の鹿瀬男の弟広鋤は、尻付に上宮王家の壬生部として供奉したとある。「門山家系図」には広鋤の尻付に「壬生直祖」とある。世代的な矛盾もなく、出土文字史料から郡域に（大）壬生部が存在したことも知られ信憑性が高い。→『書紀』皇極天皇元年（六四二）十二月是歳条により「上宮乳部」の存在が知られるが、この系譜の尻付も壬生部・上宮乳部といった具体的内容の一端を伝えるものとして注目される。

→系譜の世系関係が正しければ、埴生郡の分割に『常陸国風土記』行方郡条の郡分割記事に見える壬生連麿と壬生直夫子と類似した背景を想定できる。麿は茨城国造、夫子是那珂国造であり姓が異なるが、壬生を氏名部分で共有して類似する氏族の性格を想定できる。同族や近親関係の有力者・氏族が郡分割に関わる。→印波国造の大伴部直鹿瀬男と弟広鋤（の後裔）が郡とともに氏族も別の氏として立てられたという蓋然性が高い。

* 印波郡・埴生郡のその後の有力氏族は、丈部直氏と丈部も数多く見出せることから、大伴部直、丈部直、（大）壬生直氏が律令制の郡領氏族として並存することになったか。

→律令制下において一般的に郡司の連任が禁止されており、郡領氏族は複数存在する。

* 印波国造の事例に限ってみれば『国造本紀』と「印波国造系」図の記載と関連させることによって、膳部系の大伴部直氏であった蓋然性が高いと結論づけられる。

◎おわりに～系譜学の課題と展望～

成田市西北部の公津原古墳群には、伊都許利命の墓と伝える三九号墳（方墳）が現存。当否別に、伊都許利神社や麻賀多神社も存在。佐倉藩の儒者磯部昌言が記した『佐倉風土記』享保七年（一七二二）にはすでに見え、さらに同人撰の元文二年（一七三七）の墓誌も立碑。

→「印波国造系」図がやはり鈴木真年やその周辺の系譜学者の手になるものではないと推断。

おそらく在地において伊都許利命や印波国造それ以外の伝承も根付いていたかと。

→「印波国造系」図の系譜末尾の門山久吾を遡ること九代、久文の尻付に「門山三郎祢宜、延慶二年麻賀多神社祢宜」とある。延慶二年（一三〇九）段階ですでに印波国造氏後裔と麻賀多神社との関係性も窺え、系譜は地域史という視点にも寄与しうる史料だと言える。

* 公津原古墳群内には玉作遺跡も存在、龍角寺関連の文字瓦「玉作」などから玉作の存在や麻賀多神社との関係性など、地域史に限らずに王権と氏族との問題にも切り込める素材。

※しかし、中田憲信の『諸系譜』「印波国造」系図（一二冊）では、同じ印波国造系図であっても『百家系図』よりも誤写が多々見られる。やはり転写回数は少ない方が、より文字の異同という点では信用性が高いと言え、各系譜の来歴を研究もまた重要である。

→古代全般、それ以後の系譜内容も含めて、さらには鈴木正信の実践するごとく写本系統や各史料間の由来などを系統的に検討しなければならない。このことは系譜史料を扱う上で常に避けては通れない。

傍証すべき他史料の史料批判とも重ねて慎重を期しつつ系譜検討の前段階で逐一行わなければならない課題。→古代の残存系譜以外でも、史料批判を行いかつ傍証史料と引き合わせる事ができるものならば古代史学上でも使用に耐える系譜は多々残存していよう。

* 系譜学の成果も、相応の史料批判を経た研究や、または提供された素材を史料批判することにより古代史学に活用していくことも必要となってきたという展望を提言したい。

逆に言えば、系譜学にもかなり高度な史料批判を経ながら、各部分ごとの言及すべきと。

参考文献

佐伯有清『古代史族の系図』学生社、一九七五年。

鈴木正信『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、二〇一二年。

鈴木正信『大神氏の研究』雄山閣出版、二〇一四年。

宝賀寿男「鈴木真年翁の系図収集先（上・下）」『家系研究』一九・二〇、一九八八年。

宝賀寿男『越と出雲の夜明け』法令出版、二〇〇九年。

溝口睦子『日本古代史族系譜の成立』学習院、一九八二年。

溝口睦子『古代氏族の系譜』吉川弘文館、一九八七年。

義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年。

義江明子『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年。

吉川敏子『氏と家の古代史』塙書房、二〇一三年。

『日本古代の氏姓制』八木書店、二〇〇九年。

「系譜学の古代史援用における一試考」『日本歴史』八一四、二〇一六年、

「中臣氏族の形成と展開」『東アジアの古代文化』一三二、二〇〇七年。

『新撰姓氏録』と「未定雑姓」氏族について『ヒストリア』一九六、二〇〇五年。

『新撰姓氏録』における帰化渡来系氏族『大学院文学研究論集』一七、二〇〇二年。

『新撰姓氏録』における「氏」と同祖同族関係『駿台史学』一一六、二〇〇二年。

「上月系図」について『季刊ぐんしょ』五八、二〇〇二年。